

令和7年第8回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和7年8月7日(木)午後3時00分から午後3時15分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会	長	8番	増田	榮
会長職務代理者		7番	長谷川	貴子
委	員	1番	長崎	光男
		2番	朝倉	友子
		3番	鈴木	憲司
		4番	野村	斗士夫
		5番	川崎	重克
		6番	藤崎	賢治
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
 - 議案第2号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - その他
- 6 出席職員
 - 農業委員会事務局長 小川 浩昭
 - 農業委員会事務局主事補 鈴木 亜衣人
- 7 農地利用最適化推進委員(9名)
八田羽 靖、竹内 邦夫、池田 英治、藤崎 進、麻生 新治、
大見川 正明、後藤 良和、山田 敏文、埜寄 久雄

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（小川浩昭）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（増田榮）

ただ今より、令和 7 年第 8 回栄町農業委員会総会を開会します。

本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（増田榮）

それでは、2 番朝倉委員、3 番鈴木委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の鈴木氏を指名します。

○議長（増田榮）

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、を議題とし、整理番号 1 と整理番号 2 については、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 と整理番号 2 について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、整理番号 1 が 3 ページ、整理番号 2 が 4 ページとなりますのでご覧ください。

すべて、農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

整理番号 1 農地の所在が、請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は 4, 6 6 5 m²他 1 筆で、合計 7, 9 9 0 m²です。

次に、整理番号 2 農地の所在が布太字宮前、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は 1, 1 7 6 m²他 1 0 筆で、合計 6, 3 6 5 m²です。

これらの内容はいずれも賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、1 0 a 当たりの賃借料は 1. 5 俵または 1 俵相当額で、期間は、令和 7 年 1 0 月 1 4 日から令和 1 7 年 1 0 月 1 3 日までの 1 0 年間となります。

借受人は、地域の意欲のある農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作

業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1と整理番号2について、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（増田榮）

異議なし、とのことですので、整理番号1と整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第1号 整理番号1と整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、議案第2号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、議案第2号 栄町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について、ご説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律第7条に基づき、農業委員会業務である「遊休農地の発生防止と解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」について、具体的な目標と推進方法及び目標の達成状況に対する評価方法を定めるものです。

まず、第1の基本的な考え方としては、農業委員会等に関する法律により、農業委員会は、その区域内の農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられています。そこで、当町の現状や課題、方向性などを第1の基本的な考え方に記載しております。

なお、この指針は、農業委員及び農地最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証、見直しを行うもので、単年度の具体的な活動については、毎年度策定している最適化活動の目標の設定等のおりとするものでございます。

次に、6ページの第2は、具体的な目標、推進方法及び評価方法になります。

1の遊休農地の発生防止と解消については、遊休農地の面積の目標を21.2ヘクタールとし、令和10年3月末で遊休農地0.6ヘクタールを解消するとしています。優良農地を守り、遊休農地の解消や発生防止に努め、現状の遊休農地面積を維持しつ

つ3年間で0.6ヘクタールを解消する目標としています。

具体的な推進方法としては、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施や農地所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けなどを行うとしております。

7ページの2の担い手への農地利用の集積・集約化については、集積目標を571ヘクタールとしています。

目標設定につきましては、過去の実績を基に3年後の目標を設定しています。また、具体的な推進方法としては、農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、地域計画に基づき農地を効率的かつ総合的に利用するための推進に取り組むとともに、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整や農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを町や農地中間管理機構などと連携して行っていくものです。

8ページの3の新規参入の促進については、新規参入の促進目標は過去5年間の新規参入実績を勘案して、3年間で1経営体を目標としております。

具体的な推進方法としましては、関係機関との連携や地域の受入れ条件の調整等の役割を担うフォローアップ活動により新規参入を進めるものでございます。

最後に、第3「地域計画」の目標を達成するための役割になります。まず、地域計画は、人と農地の問題を解決することを目的に、地域農業の将来の在り方を明らかにする設計図で、概ね10年後の目指す姿の目標地図などを町が今年3月末に策定したものです。この地域計画に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくために、標記5点の役割を担っていくものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって、議案第2号については、原案のとおり決定しました。

○議長（増田榮）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、9ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、10ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が布太字宮前 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は1,176㎡他10筆で、合計7,392㎡です。

貸付人、借受人、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきまして

は、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田榮）

この案件は、報告だけで採決しませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（増田榮）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

なければ、以上をもちまして令和7年第8回総会を閉会します。

○事務局長（小川浩昭）

起立、礼、ご苦勞様でした。

午後3時15分閉会